◎内閣府設置法の一部を改正する法律

(平成二六年五月一日法律第三一号)

提案理由(平成二六年三月一九日・衆議院内閣委員会)

部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概○山本国務大臣 ただいま議題となりました内閣府設置法の一

要を御説明申し上げます。

重要となっております。は、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することがは、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために

の所要の措置を講ずるものであります。の所要の措置を講ずるものであります。総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等学技術会議を総合科学技術・イノベーションの創出の促進を図るための成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための成果の実用化によるイノベーション会議に改組する等でが、場合科学技術会議の司の所要の措置を講ずるものであります。

によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的第一に、内閣府の所掌事務として、研究開発の成果の実用化次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

経費の見積もりの方針の調整に関する事務を追加します。及び推進に関する事務並びに科学技術に関する関係行政機関のれに関する施策の推進に関する事務、科学技術基本計画の策定な整備に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務、こ

会議に改めます。

て一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議する事務を追加します。
したとされ、ある者の任期を三年とするとともに、任期が満了したときは、ある者の任期を三年とするとともに、任期が満了したときは、ある者の任期を三年とするとともに、任期が満了したときは、ある者の任期を三年とするとともに、任期が満了したときは、ある者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとします。以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上のほか、所要の規定を除き、公布の日から施行するなお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算しなお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する

。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま

こととしております。

いいたします。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年三月二七日)

過及び結果を御報告申し上げます。
○柴山昌彦君 ただいま議題となりました内閣府設置法の一部

本案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図本案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る等の所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本業は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本業は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日山本

なお、本案に対し附帯決議が付されました。は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。たしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案次いで、原案及び修正案を一括して討論を行った後、採決い

以上、御報告申し上げます。

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その○附帯決議(平成二六年三月二六日)

運用等について遺憾なきを期すべきである。

総合科学技術・イノベーション会議の運営に当たっては、人員体制の強化や調査分析機能の強化を図ること。力等を発揮できるようにするため、その基盤となる事務局の力等を発揮できるようにするため、その基盤となる事務局の

的に活用すること。

内閣府設置法の一部を改正する法律

++

イノベーション創出を加速させるため、産業界の活力を積極

九九

西なる発揮について検討すること。 国は合科学技術・イノベーション会議は、IT総合戦略本部、四に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の では、IT総合戦略本部、 という。 では、IT総合戦略本部、 という。 では、IT総合戦略本部、 という。 という。 では、IT総合戦略本部、 という。 という。 では、IT総合戦略本部、 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 では、ITに という。 という。 という。 という。 には、ITに という。 という。 には、ITに という。 には、ITに という。 には、ITに という。 には、ITに に

き必要な措置を講ずること。科学技術顧問(仮称)の設置について検討し、その結果に基づ科学技術顧問(仮称)の設置について検討し、その結果に基づ臣等に対して科学技術イノベーションに関する助言等を行う臣等に対して科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年四月二三日)

○水岡俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまし で、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。 本法律案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展 を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促 を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促 によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的 によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的 によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的 によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的 によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的 によるイノベーションの創出に係る事務を 数組する等の措置を講じようとするものであります。

> 理事より反対の旨の意見が述べられました。 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下 われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。 われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。 かれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。 り間での所掌事務に加える理由、戦略的イノベーション創造プ

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。決すべきものと決定いたしました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可

以上、報告申し上げます。

汝舟よ、本去り奄亍こ当ごり、欠○附帯決議(平成二六年四月二二日)

****ドミごうら。 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置

を講ずべきである。

総合科学技術・イノベーション会議が持つべき分析・企画

内閣府設置法の一部を改正する法律

人員体制の強化や調査分析機能の強化を図ること。力等を発揮できるようにするため、その基盤となる事務局の

的に活用すること。 イノベーション創出を加速させるため、産業界の活力を積極三一総合科学技術・イノベーション会議の運営に当たっては、

西なる発揮について検討すること。 国なる発揮について検討すること。 正、自会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の 強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の では、「工総合戦略本部、

五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大

右決議する。